

宮城県地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱

(通則)

第1条 県は、宮城県地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（以下「交付金」という。）の交付について、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、高齢者施設等の防災・減災対策及び新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を推進する施設及び設備等の整備事業（以下「施設等整備事業」という。）を行う者に対し、その整備費用を交付することによって防災・感染防止体制の強化に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この交付金の交付の対象及び交付基準額については別表のとおりとする。

(交付金の対象除外)

第4条 この交付金は、次に掲げる費用については、交付の対象としないものとする。

施設等整備事業

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に要する費用
- (3) その他施設等整備事業として相当とは認められない費用

(交付額の算定方法)

第5条 この交付金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、交付額に

1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 既存の小規模高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業及び高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業に係る分

別表に記載された事業のうち、次の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費
既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業	別表に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく既存の小規模高齢者施設等におけるスプリンクラー設備等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業	別表に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

(2) 社会福祉連携法人等における防災改修等支援事業、高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業、高齢者施設等の水害対策強化事業、高齢者施設等の給水設備整備事業及び高齢者施設等の防犯対策・安全対策強化事業に係る分

別表に記載された事業のうち、次の表の第1欄に定める区分ごとに第3欄に定める対象経費の実支出額と第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄の国と県の補助率を足し合わせたものを乗じて得た額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率		
			国	県	事業者
社会福祉 連携推進法 人等による 高齢者施設 等の防災改 修支援事業	別表に基 づく算定方 法により、 知事が必要 と認めた額	<p>防災・減災等事業整備計画に 基づく社会福祉法人等におえる 防災改修等支援事業（施設の整 備と一体的に整備されるもので あって、知事が必要と認めた整 備を含む。）に必要な工事費又 は工事請負費及び工事事務費 （工事施工のため直接必要な事 務に要する費用であって、旅 費、消耗品費、通信運搬費、印 刷製本費及び設計監督料等をい い、その額は、工事費又は工事 請負費の2.6%に相当する額 を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金 等において別途補助対象とする 費用を除き、工事費又は工事請 負費には、これと同等と認めら れる委託費、分担金及び適当と 認められる購入費等を含む。</p>	1/2	1/4	1/4
高齢者施 設等の非常 用自家発電 設備整備事 業	別表に基 づく算定方 法により、 知事が必要 と認めた額	<p>防災・減災等事業整備計画に 基づく高齢者施設等の非常用自 家発電設備整備事業（施設の整 備と一体的に整備されるもので あって、知事が必要と認めた整 備を含む。）に必要な工事費又 は工事請負費及び工事事務費 （工事施工のため直接必要な事 務に要する費用であって、旅 費、消耗品費、通信運搬費、印 刷製本費及び設計監督料等をい い、その額は、工事費又は工事 請負費の2.6%に相当する額 を限度額とする。）。</p>	1/2	1/4	1/4

		<p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>			
<p>高齢者施設等の水害対策強化事業</p>	<p>別表に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額</p>	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の水害対策強化事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	<p>1/2</p>	<p>1/4</p>	<p>1/4</p>
<p>高齢者施設等の給水設備整備事業</p>	<p>別表に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額</p>	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の給水設備整備事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及</p>	<p>1/2</p>	<p>1/4</p>	<p>1/4</p>

		<p>び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>			
<p>高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業</p>	<p>別表に基づく算定方法により、知事が必要と認めた額</p>	<p>防災・減災等事業整備計画に基づく高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。)</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>	1/2	1/4	1/4

（交付金の概算払）

第6条 知事は、必要があると認める場合においては、県の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（交付の条件）

第7条 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 本事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、様式第3号により速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 本事業を中止し、又は廃止する場合には、様式第4号により速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 本事業が予定の期間内に完了しない場合又は本事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 本事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに本事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上（地方公共団体の場合は50万円以上）の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 本事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第5号に準じて速やかに、遅くとも本事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、本事業を実施する者（以下「交付事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 本事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
- (10) 交付事業者は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日（本事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、本事業により取

得し、又は効用の増加した単価30万円以上（地方公共団体の場合は50万円以上）の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- (11) 交付事業者が本事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。
- (12) 交付事業者が本事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (13) (1) から (12) により付した条件（(1) 及び (2) を除く。）に基づき知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。
- (14) 交付事業者から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の一部を国庫に納付させることがある。
- (15) 交付事業者が (1) から (12) による条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を取り消すことがある。

（申請手続）

第8条 規則第3条第1項の規定による交付金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第2項の規定により交付金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号別紙（1））
- (2) 所要額調書（様式第1号別紙（2））
- (3) 見積書（写し）
- (4) 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (5) その他知事が必要と認めるもの

（変更申請手続）

第9条 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第7条に定める申請手続に従い、別に指示する期日までに行うものとする。

（実績報告）

第10条 規則第12条第1項の規定による事業実績報告書の様式は、様式第2号によるもの

のとし、その提出期限は事業の完了の日から起算して1月を経過した日又は知事が別に定める日までに、知事に提出して行わなければならない。

なお、事業が翌年度にわたるときは、この交付金の交付の決定に係る国の会計年度の翌年度の4月20日までに、様式第2号による報告書を知事に提出して行わなければならない。

2 規則第12条第1項の規定により、事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施結果報告書（様式第2号別紙（1））
- (2) 所要額精算調書（様式第2号別紙（2））
- (3) 見積書、請求書及び支払いが分かるもの
- (4) 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (5) その他知事が必要と認めるもの

（交付金の返還）

第11条 知事は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還することを命ずるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年3月15日から施行し、平成30年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年12月3日から施行し、令和元年度予算に係る交付金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月17日から施行し、令和2年度予算に係る交付金に適用する。ただし、令和元年度以前からの継続事業及び繰越事業に係る交付金については、なお、従前の例による。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年8月30日から施行し、令和3年度予算に係る交付金に適用する。ただし、令和2年度以前からの継続事業及び繰越事業に係る交付金については、なお、従前の例による。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年6月8日から施行し、令和5年度予算に係る交付金に適用する。ただし、令和4年度以前からの継続事業及び繰越事業に係る交付金については、なお、従前の例による。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和5年度補正予算に係る交付金に適用する。ただし、令和5年度当初予算以前からの継続事業及び繰越事業に係る交付金については、なお、従前の例による。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該交付金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。